○総務省令第一号

元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十三号) の施行に伴い、 及び地方公務員等共済組合法施行令

(昭和三十七年政令第三百五十二号)第三十条の二第二項の規定に基づき、 地方公務員等共済組合法施行規

令和元年五月七日

則の一

部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣 石田 真敏

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則 (昭和三十七年自治省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号、 別紙様式第一号の二及び別紙様式第二号中「平成」を「今君」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、 公布の日から施行する。

1

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) によ

り使用されている書類は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用すること

ができる。

3